

○ 保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令（平成十年大蔵省令第百二十四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p> <p>（機構へ加入する手続）</p> <p>第二条の二 法第二百六十五条の三第二項の規定により機構に加入する手続をとろうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を加入しようとする機構に提出しなければならない。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社（監査等委員会を置く株式会社又は相互会社をいう。）にあつては取締役、指名委員会等設置会社（指名委員会等（法第四条第一項第三号に規定する指名委員会等をいう。）を置く株式会社又は相互会社をいう。）にあつては取締役及び執行役）の氏名（外国保険業者の場合にあつては、日本における代表者の氏名及び住所）</p> <p>三の二 会計参与設置会社（会計参与を置く株式会社又は相互会社をいう。）にあつては、会計参与の氏名（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の名称及びその職務を行うべき社員の氏名）</p> <p>〔四〇六 略〕</p> <p>2 〔略〕</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p> <p>（機構へ加入する手続）</p> <p>第二条の二 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社（法第四条第一項第三号に規定する監査等委員会設置会社をいう。）にあつては取締役、指名委員会等設置会社（同号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）にあつては取締役及び執行役）の氏名（外国保険業者の場合にあつては、日本における代表者の氏名及び住所）</p> <p>三の二 会計参与設置会社（法第五十三条の十八第一項に規定する会計参与設置会社をいう。）にあつては、会計参与の氏名（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の名称及びその職務を行うべき社員の氏名）</p> <p>〔四〇六 同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。